

(目的)

第1条 この規則は、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例(令和5年福智町条例第17号。以下「条例」という。)の委任に基づく事項その他条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(奨励措置の事前承認)

第3条 条例第5条の規則で定めるとおり、奨励措置の適用に関しては、次の各号に掲げる区分に応じて、事前に町長の承認を得なければならない。

- (1) 確認申請 事業所の新設等に着工する前
  - (2) 検査申請 返礼品提供開始日前
- 2 新規創業者の故意等によらず、前項第1号に掲げる確認申請時における事前の奨励措置がなされていない場合にあつては、新規創業者は、その事実が判明次第速やかに奨励措置の適用に関する手続を行わなければならない。
- 3 前項の規定による場合、既に事業所の新設等が完了し、かつ、町が適当と認めたときは、検査申請時において奨励措置の適用に関する適否を審査するものとする。ただし、条例第11条第2項の規定に基づく審査の結果、当該奨励措置の適用が認められなかった場合において生じた新規創業者の損害等について、町は一切の責任を負わない。

(奨励措置の適用除外)

第4条 条例第6条第2項の規則で定めるものは、以下のとおりとする。

- (1) 法人町民税の課税がなされない事業所を新設等する場合
- (2) 他の補助金等を受けたことにより、投下固定資産総額(消費税を除く。)が1,000万円未満となった場合
- (3) 倉庫及び無人施設などの製造等を行わない事業所のみを新設等する場合(当該奨励事業の対象期間内において事業所の新設等と一体的に整備する場合を除く。)
- (4) 福智町ふるさと納税クラウドファンディング型事業支援補助金交付要綱(令和5年福智町告示第130号)に基づく資金調達を実施した場合
- (5) その他町長が不相当と認めた場合

(返礼品提供事業者の要件)

第5条 条例第7条第5号の規則において定める要件は、福智町ふるさと納税実施要綱(令和5年福智町告示第129号。以下「要綱」という。)第14条に規定する返礼品提供事業者の参加要件として、以下の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) ふるさと納税制度に関する趣旨及び町の返礼品として提供することの意義を理解し、本事業の取組に賛同できること。
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第2項第2号の規定等に基づく総務大臣が定める基準に適合する返礼品を安定的に提供できること。
- (3) 提供する返礼品に関して、その責任の一切を負うこと。
- (4) 寄附者から返礼品の品質等に関する苦情などがあつた場合は、自らの責任において誠実かつ真摯に対応できること。
- (5) 町所定の返礼品管理システムを使用して、返礼品の受注及び出荷等に関する情報の管

理を行うこと。

- (6) 町(委託事業者を含む。)との相互協力及び連携を図り、情報を共有しながら本事業を遂行できること。
- (7) 事業者や事業主に係る法人税、地方税、消費税等の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していないこと。

(事業所設置奨励金に関する事項)

第6条 事業所設置奨励金の額等は、条例第8条の規定に基づき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第8条第2項の規定における奨励金の算定方法は、以下のとおりとする。

- (1) 発送実績数は、当該奨励金の交付対象期間ごとに町所定の返礼品管理システムとの整合を図るものとする。
- (2) 交付対象となる寄附金額は、返礼品ごとに設定した寄附単価にそれぞれの発送実績数を乗じて得た合計額とする。

3 新規創業者の責に帰さないと認められるものとして、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その事由に起因して発生した期間について、当該奨励金の交付対象期間を延長することができるものとする。

- (1) 町の責に帰す事由により、ふるさと納税制度の中止等がなされたとき。
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により、返礼品の発送ができなくなったとき。

4 条例第8条第3項の規則で定める期間は、2年とする。

5 当該奨励金の対象となる投下固定資産総額は、本条例が施行された日から着手したものに限る。

(雇用促進奨励金に関する事項)

第7条 雇用促進奨励金の額等は、条例第9条の規定に基づき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第9条第1項の規則で定める町内に居住する新規雇用者又は転属者は、町内に住民登録を有する者とする。ただし、既存の町内事業所から転属した者は当該奨励金の交付対象としない。

3 条例第9条第2項の規則で定める雇用形態は、以下のとおりとする。

- (1) 非常用雇用者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
  - ア 町内に住民登録があること。
  - イ 1年以上の雇用期間を有していること。
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (2) 常用雇用者は、前号の要件を全て満たし、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者であること。
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条及び第10条第1項に規定する被保険者であること。

4 前条第3項の規定は、雇用促進奨励金の交付対象期間について、これを準用する。

(地場産品創出拡大奨励金に関する事項)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める生産性及び企業価値の向上に資するものとして認める経費(以下「経営投資費用」という。)の例は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める地場産品創出拡大奨励金の額等については、各地場産品創出企業ごとに、前年度実績における成果応分型による上限額等を付すものとし、次のとおり

とする。

- (1) 当該奨励金の交付対象は、10万円以上の経営投資費用(消費税を除く。)とする。
- (2) 当該奨励金の額は、前号に規定する経営投資費用の3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額)とする。
- (3) 前号に規定する奨励金の交付限度額は、前年度における事業所で製造等された返礼品の発送実績数に応じて町が納入した寄附実績額の10分の3を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額)とする。ただし、最大30万円を限度とするほか、60,000円未満となる場合は当該奨励金の交付対象としない。
- (4) 新規に返礼品の提供を行う地場産品創出企業は、返礼品提供開始日から1年を経過する日までの間、当該奨励金の交付を受けることはできない。

3 他の補助金等を受けたことにより、経営投資費用が10万円未満となった場合は、当該奨励金の交付対象としない。

(奨励措置適用の申請・決定手続)

第9条 条例第11条第1項の規則で定めるとおり、奨励措置の適用申請を行うにあつては、第3条に規定する期間内までに、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励措置適用申請書(様式第1号)に、提供返礼品表(様式第1-2号)及び固定資産取得明細書(様式第1-3号)のほか、別表第2に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規則で定めるとおり、適用申請に係る適否の決定は、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励措置適用承認(不可)通知書(様式第2号)により通知する。

(適用申請の変更・取消手続)

第10条 条例第12条第1項の規則で定めるとおり、適用申請の内容に変更が生じた場合は、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励措置適用変更(取下げ)届出書(様式第3号)に、別表第2に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規則で定める適用変更の届出を行う必要がある事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第3条第1項第2号に定める検査申請の承認後において、投下固定資産総額に20%以上の増減が生じるとき。
- (2) 奨励事業の中止をしようとするとき。
- (3) 新規創業者の名称、所在地、代表者及びその他重要な項目の変更をしようとするとき。
- (4) その他町長が特に必要があると認めるとき。

3 前2項に定める適用変更の届出を行う場合、前項第1号に掲げる変更については返礼品提供開始日から2年以内まで、その他の変更等については速やかに届け出なければならない。

4 条例第12条第3項の規則で定める事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 措置適用申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本事業の内容に適合した履行がなされないと町が判断したとき。
- (3) 町及び第三者に対して損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) その他町長が新規創業者として不適格と判断したとき。

5 条例第12条第4項の規則で定めるとおり、奨励金の適用に係る変更又は承認取消しの決定は、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励措置適用変更(取消)決定通知書(様式第4号)により通知する。

(返礼品提供事業者の認定等)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める返礼品提供事業者の認定等は、要綱第15条の規定に定めるところによる。

(開始届の提出)

第12条 条例第13条第2項の規則で定めるとおり、返礼品の提供を開始するときは、福智町ふるさと納税返礼品提供開始届(様式第5号)により届け出なければならない。

(奨励金の交付申請)

第13条 条例第14条第1項の規則で定める期間は、返礼品提供開始日又は町の予算執行状況等を勘案し、適切な範囲内において町が交付対象期間として別途指定する。

2 条例第14条第2項の規則で定めるとおり、奨励金の交付申請を行うにあつては、町が指定する交付対象期間における実績に基づき、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励金交付申請書(様式第6号)に、当該奨励金に応じた福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励金実績報告書(様式第7号、様式第8号又は様式第9号)のほか、別表第2に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第14条 条例第14条第3項の規則で定めるとおり、交付申請に係る交付の決定は、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励金交付決定(不可)通知書(様式第10号)により通知する。

(奨励金の請求)

第15条 条例第14条第4項の規則で定めるとおり、奨励金の請求を行うにあつては、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励金請求書(様式第11号)により請求する。

(交付決定の取消・返還)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める返礼品提供事業者の参加取消し等に関する事項は、要綱第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 情報提供を受けた内容に虚偽があつたとき。
- (2) 契約の内容に適合した履行がなされないと町が判断したとき。
- (3) 町及び寄附者に対して損害を及ぼす行為があつたとき。
- (4) その他町長が返礼品提供事業者として不適格と判断したとき。

2 条例第15条第2項の規則で定めるところにより、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、速やかにその内容及び理由について、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励金交付決定変更(取消)通知書(様式第12号)により通知する。

3 条例第15条第3項の規則で定めるところにより、奨励金の返還が必要となる場合は、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成奨励金返還命令書(様式第13号)により当該奨励金の返還を命ずる。

(地場産品創出企業の努力義務)

第17条 地場産品創出企業は、町との情報共有及び相互協力等を図り、新たな地域資源の創出と雇用の拡大の促進に努めるものとする。

(委任)

第18条 奨励金の交付については、この規則に定めるもののほか、福智町補助金交付規則(平成24年福智町規則第6号)に定めるところによる。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日規則第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係、第7条関係、第8条関係)奨励金の種類等

1. 奨励措置の適用が必要となる奨励金(条例第5条関係)

奨励金の種類	交付対象者	交付対象額等	奨励金の額	交付限度額	適用除外
事業所設置奨励金 (条例第8条、規則第6条)	新規創業者のみ	事業所の新設等に要した投下固定資産総額(消費税を除く。) ※他の補助金等の交付を受けている場合は、上記金額から当該補助金額を除いた額	事業所で製造等された返礼品ごとの発送実績数に応じた寄附実績額の10分の3(1,000円未満切捨て)	返礼品提供開始日から起算して3年間とし、投下固定資産総額の90%までの額	町企業誘致条例の奨励措置との併用不可
雇用促進奨励金 (条例第9条、規則第7条)	新規創業者のみ	事業所において町内在住者を1年以上雇用している人数 ※同一人1回限り	非常用雇用者 1人につき20万円 常用雇用者 1人につき50万円	1事業所につき上限3,000万円	町企業誘致条例の奨励措置との併用不可

2. 地場産品創出拡大奨励金(条例第10条)

奨励金の種類	交付対象者	交付対象額等	奨励金の額	交付限度額	適用除外
地場産品創出拡大奨励金 (条例第10条、規則第8条)	地場産品創出企業 ※中小企業のみ	10万円以上の経営投資費用(消費税を除く。) ※当該年度1回限り。ただし、新規企業は返礼品提供開始日から1年間は交付対象外	経営投資費用の3分の2(1,000円未満切捨て)	前年度の返礼品発送実績数に応じた寄附実績額の10分の3(10,000円未満切捨て) ※最大30万円を限度とし、6万円未満となる場合は交付対象外	事業所設置奨励金との併用不可

3. 地場産品創出拡大奨励金に係る経営投資費用の例(規則第8条第1項)

認められる費用の例	認められない費用の例
①店舗や商品紹介等に係るチラシ等のデザイン料、印刷製本費など ②新商品開発に係る開発委託料、パッケージのデザイン・製作費(初回のみ)など ③店舗や商品等のPRに要する広告料宣伝費、インターネット・雑誌掲載料など ④機械設備等の購入費、リース・レンタル料など ⑤生産性を高めるために行う事業所の改修費など ⑥その他奨励金の目的に則して有用と認められる投資経費 ※原則として、現物・現地確認等で実施の証明ができるものであること。	①返礼品として提供しない商品のみ印刷製本費など ②日常的に使用することにより消耗した既存パッケージの追加製作費など ③返礼品として提供しない商品のみPRに要する経費など ④既存機械設備に係る修繕料、返礼品の製造等に供さない機械設備の購入など ⑤返礼品の製造等に供さない事業所の修繕料・改修費など ⑥官公署に支払う手数料等、賃金、光熱水費、飲食費、交際費及びその他奨励金の目的に則さないと認められる費用

別表第2(第9条関係、第10条関係、第13条関係)提出書類

1. 申請時等における提出書類

該当条項	提出期限	提出書類	提出要件等
奨励措置適用の申請・ 決定手続 (第9条第1項)	確認申請(第3条第1項第1号) ※事業所の新設等に着工する前まで	①適用申請書(様式第1号) ②提供返礼品表(様式第1-2号) ③固定資産取得明細書(様式第1-3号) ④投下固定資産総額の証明書類 ⑤事業所の新設等に係る概要図面等 ⑥企業概要書(パンフレット等) ⑦法人登記簿謄本(個人事業主である場合は住民票) ⑧定款又はこれに類するもの ⑨その他町長が必要と認める書類	①必須 ②必須 ③必須 ④見積書等の金額内訳書 ⑤土地・建物等の概要図 ⑥必須 ⑦必須 ⑧法人のみ ⑨別途指示
	検査申請(第3条第1項第2号) ※返礼品の提供を開始する前まで	①適用申請書(様式第1号) ②提供返礼品表(様式第1-2号) ③固定資産取得明細書(様式第1-3号) ④投下固定資産総額の証明書類 ⑤投下固定資産総額に係る領収書の写し ⑥事業所の新設等に係る施工図面等 ⑦他の補助金等に係る交付決定書等の写し ⑧その他町長が必要と認める書類	①必須 ②必須 ③必須 ④見積書等の金額内訳書 ⑤申請時点での支払証明 ⑥土地・建物等の施工図 ⑦該当がある場合のみ ⑧別途指示
適用申請の変更・取消 手続 (第10条第1項)	奨励措置適用後の変更時 ※検査申請に係る承認を受けた後、投下固定 資産総額に20%以上の増減が生じる場合 は、返礼品提供開始日から2年以内まで	①適用変更(取下げ)届出書(様式第3号) ②変更等の内容に係る証明書類 ※投下固定資産総額に増減が生じる場合は、検査申請時 における提出書類に準ずる ③その他町長が必要と認める書類	①必須 ②必須 ③別途指示
奨励金の交付申請 (第13条第2項)	奨励金の交付を受けようとするとき ※町が指示する交付対象期間のもの	①奨励金交付申請書(様式第6号) ②実績報告書(様式第7号、様式第8号、様式第9号) ③交付対象経費の証明書類 ④交付対象経費に係る領収書の写し ⑤他の補助金等に係る交付決定書等の写し ⑥その他町長が必要と認める書類	①必須 ②必須(申請対象奨励金の報告書) ③写真又は関連資料等 ④交付申請時点での支払証明 ⑤該当がある場合のみ ⑥別途指示

2. その他注意事項

- (1) 返礼品の提供を開始するときは、開始届(様式5号)を提出すること。(第12条)
- (2) 交付決定を受けた奨励金の請求は、奨励金請求書(様式第11号)により請求を行うこと。(第15条)